

条	改定前	条	改定後																						
【個人情報の取扱いに関する規約】	【個人情報の取扱いに関する規約】	【個人情報の取扱いに関する規約】	【個人情報の取扱いに関する規約】																						
<p>第2条</p> <p>(個人情報の与信及び与信後の管理業務目的以外の利用目的の同意)</p> <p>会員等は、当社が保護措置を講じた上で、以下に定める目的で、以下の各個人情報を利用すること(当社及び当社関連会社の商品・サービスの販売・勧誘については、会員等から提供を受けたeメールアドレスへのeメール及び携帯電話番号へのSMS(ショートメッセージサービス)による広告送信を含みます。)に同意します。</p> <table border="1" data-bbox="201 310 1279 422"> <thead> <tr> <th>利用目的</th> <th>利用する個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社内部における市場調査</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社の商品・役務提供についての開発・研究</td> <td>第1条(a)～(g)</td> </tr> </tbody> </table>	利用目的	利用する個人情報	当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)	当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)	当社内部における市場調査	第1条(a)～(d)	当社の商品・役務提供についての開発・研究	第1条(a)～(g)		<p>第2条</p> <p>(個人情報の与信及び与信後の管理業務目的以外の利用目的の同意)</p> <p>会員等は、当社が保護措置を講じた上で、以下に定める目的で、以下の各個人情報を利用すること(当社及び当社関連会社の商品・サービスの販売・勧誘については、会員等から提供を受けたeメールアドレスへのeメール及び携帯電話番号へのSMS(ショートメッセージサービス)による広告送信を含みます。)に同意します。</p> <table border="1" data-bbox="1620 310 2697 443"> <thead> <tr> <th>利用目的</th> <th>利用する個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社内部における市場調査</td> <td>第1条(a)～(d)</td> </tr> <tr> <td>当社の商品・役務提供についての開発・研究</td> <td>第1条(a)～(g)</td> </tr> <tr> <td>当社の関連会社と会員等との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため</td> <td>第1条(a)～(g)</td> </tr> </tbody> </table>	利用目的	利用する個人情報	当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)	当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)	当社内部における市場調査	第1条(a)～(d)	当社の商品・役務提供についての開発・研究	第1条(a)～(g)	当社の関連会社と会員等との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため	第1条(a)～(g)	
利用目的	利用する個人情報																								
当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)																								
当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)																								
当社内部における市場調査	第1条(a)～(d)																								
当社の商品・役務提供についての開発・研究	第1条(a)～(g)																								
利用目的	利用する個人情報																								
当社の本契約以外の商品(金融商品及び保険商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)																								
当社の関連会社、提携会社の商品(金融商品を含みます。)*サービスの販売・勧誘	第1条(a)～(d)																								
当社内部における市場調査	第1条(a)～(d)																								
当社の商品・役務提供についての開発・研究	第1条(a)～(g)																								
当社の関連会社と会員等との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため	第1条(a)～(g)																								
<p>第5条</p> <p>(当社の加盟する個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>会員等は、①当社が、当社の加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「当社の加盟先機関に提供・登録・利用される個人情報」記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員及び加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が加盟先機関及び提携先機関の加盟会員により返済又は支払能力の調査目的のみに利用されること、並びに④加盟先機関及び提携先機関に会員等及び会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合に、当社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済又は支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>「当社の加盟先機関に提供・登録・利用される個人情報」</p> <p>株式会社日本信用情報機構</p> <p>●申込みに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号及び運転免許証等の記号番号等)並びに申込日及び申込み商品種別等の情報)</p> <p>●契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額及び保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞及び延滞解消等)及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立及び債権譲渡等))</p> <p>株式会社シー・アイ・シー</p> <p>●本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)</p> <p>●契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報等)、支払状況に関する情報(利用残高、支払日、完済日、延滞等)</p> <p>「登録期間」</p> <p>株式会社日本信用情報機構</p> <p>①申込み情報:照会日から6ヵ月以内</p> <p>②本人を特定するための情報:以下の③又は④の情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内</p> <p>④取引事実に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</p> <p>株式会社シー・アイ・シー</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実:照会した日から6ヵ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年間</p> <p>(当社が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>1. 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>TEL:0570-055-955 <a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>2. 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>TEL:0120-810-414 <a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(加盟先機関と提携する個人信用情報機関)</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <a href="#">1-3-1</a></p> <p>TEL:03-3214-5020 <a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>*開示等の手続について</p> <p>会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>		<p>第5条</p> <p>(当社の加盟する個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>会員等は、①当社が、当社の加盟する個人信用情報機関(<b>個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの</b>)。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「当社の加盟先機関に提供・登録・利用される個人情報」記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員及び加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が加盟先機関及び提携先機関の加盟会員により返済又は支払能力の調査目的のみに利用されること、並びに④加盟先機関及び提携先機関に会員等及び会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合に、当社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済又は支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>「当社の加盟先機関に提供・登録・利用される個人情報」</p> <p>株式会社日本信用情報機構</p> <p>●申込みに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号及び運転免許証等の記号番号等)並びに申込日及び申込み商品種別等の情報)</p> <p>●契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額及び保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞及び延滞解消等)及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立及び債権譲渡等))</p> <p>株式会社シー・アイ・シー</p> <p>●本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)</p> <p>●契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報等)、支払状況に関する情報(利用残高、支払日、完済日、延滞等)</p> <p>「登録期間」</p> <p>株式会社日本信用情報機構</p> <p>①申込み情報:照会日から6ヵ月以内</p> <p>②本人を特定するための情報:以下の③又は④の情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内</p> <p>④取引事実に関する情報:契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</p> <p>株式会社シー・アイ・シー</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実:照会した日から6ヵ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年間</p> <p>(当社が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>1. 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>TEL:0570-055-955 <a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a></p> <p><b>※<a href="#">株日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</a></b></p> <p>2. 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、<b>割賦販売法</b>に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>TEL:0120-810-414 <a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a></p> <p><b>※<a href="#">株シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</a></b></p> <p>(加盟先機関と提携する個人信用情報機関)</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 <a href="#">2-5-1</a></p> <p>TEL:03-3214-5020 <a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p><b>※<a href="#">全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</a></b></p> <p>*開示等の手続について</p> <p>会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。</p>																							

条	改定前	条	改定後
	<p>●個人情報保護管理者  <u>コーポレートスタッフ部門</u> 部門長  連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。</p>		<p>●個人情報保護管理者  <u>総務・法務コンプライアンス</u>部門長  連絡先は、上記「個人情報の取扱いに関する窓口」に準じます。</p>
	2016年9月29日改定		2017年12月1日改定
【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)	
第1条	<p>(会員)  (1)会員とは、<u>カードローン契約</u>の申込みの際して、当社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、<u>「カードローン基本契約書」、「契約内容確認書」及び「契約内容通知書」</u>(以下「<u>契約書面</u>」といいます。)記載の各条項及び「カードローンの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)記載の内容を承認のうえ、<u>当社のカードローン基本契約</u>(以下「<u>本契約</u>」といいます。)の申込み(<u>契約書面への署名</u>を含みます。)をし、当社が同申込みを承認(電磁的方法を含みます。)した方とします。  (2) 省略</p>	第1条	<p>(会員)  (1)会員とは、<u>新生フィナンシャル株式会社</u>(以下「<u>当社</u>」といいます。)の<u>カードローン基本契約</u>(以下「<u>本契約</u>」といいます。)の申込みの際して、当社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、<u>本契約の内容及び条件並びに</u>「カードローンの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)の内容を承認のうえ、<u>本契約</u>の申込み(<u>電磁的方法</u>を含みます。)をし、当社が同申込みを承認(電磁的方法を含みます。)した方とします。  (2) 省略</p>
第2条	<p>(カード及びIDの発行と取扱い)  (1)当社は、本契約が成立した後、会員1名に1枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。  (2)会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社のIDにより顧客確認を行うものとします。  (3)会員以外の者がカード及びIDを使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びIDを使用し管理するものとします。  (4)カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。  (5)会員のカード、証明書(<u>会員が当社に提出した本条(2)の証明書を指します。</u>)又はIDにより、取引(<u>本契約に基づく借入及び返済を含みます。</u>)が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。</p>	第2条	<p>(カード及びIDの発行と取扱い)  (1)当社は、本契約が成立した後の<u>取引に使用するため</u>、会員1名に1枚以上(カードの枚数は当社が定めるところにより決定します。)のカードを発行し、貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。  (2)会員が当社の提供するサービス等を申し込む際、必要に応じて当社は認証機関により発行された証明書で認証された会員の電子署名及び当社のIDにより顧客確認を行うものとします。  (3)会員以外の者がカード及びIDを使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びIDを使用し管理するものとします。  (4)カードの所有権は当社に属するものとし、会員は、カードを、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることは一切できないものとします。  (5)会員のカード、<u>本条(2)の</u>証明書又はIDにより、取引が実行された場合には、会員がその責任を負担するものとし、当社は、一切の責任を負担しないものとします。</p>
第7条	<p>(カードの再発行)  カードは原則として再発行しません。但し、カードが紛失、き損、滅失等(盗難による場合を含みます。以下併せて「紛失等」といいます。)した場合は、会員が所定の届出を提出し当社が認めた場合に限り再発行するものとします。</p>	第7条	<p>(カードの再発行)  カードは原則として再発行<u>は</u>しません。但し、カードが紛失、き損、滅失等(盗難による場合を含みます。以下併せて「紛失等」といいます。)した場合は、会員が所定の届出を提出し当社が認めた場合に限り再発行するものとします。</p>
第14条	<p>(規約の変更、承認)  (1)本規約に変更がある場合、当社がかかる変更を会員に対して公表又は通知した後<u>に</u>会員がカード<u>又</u>はIDを利用したときに会員は変更を承認したものとみなされることに同意します。  (2)前項に規定する公表又は通知は、指定のATM及びCD設置場所でのポスター等の<u>2ヵ月間</u>の掲示若しくは当社ホームページへの掲示等の方法による公表、又は会員持帰り用の変更内容を記載した書面の備置若しくは郵送での書面の送付又はインターネット等によるデータ送信の方法による通知によるものとします。</p>	第14条	<p>(規約の変更、承認)  (1)本規約に変更がある場合、当社がかかる変更を会員に対して公表又は通知した後、<u>会員がカード若しくはIDを利用したとき又は1ヵ月が経過したとき</u>に会員は変更を承認したものとみなされることに同意します。  (2)前項に規定する公表又は通知は、指定のATM及びCD設置場所でのポスター等の掲示若しくは当社ホームページへの掲示等の方法による公表、又は会員持帰り用の変更内容を記載した書面の備置若しくは郵送での書面の送付又はインターネット等によるデータ送信の方法による通知によるものとします。</p>
第15条	<p>(反社会的勢力の排除)  (1)～(2) 省略  (3)会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、当社は、会員に対し何ら通知することなく会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、<u>契約書面</u>および本規約の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。  (4) 省略</p>	第15条	<p>(反社会的勢力の排除)  (1)～(2) 省略  (3)会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、当社は、会員に対し何ら通知することなく会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、<u>本契約</u>および本規約の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。  (4) 省略</p>

条	改定前	条	改定後
第 16 条	<p>(外国PEPsの申告)            会員は、現在又は過去において次の各項に定める外国PEPs等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するとき又は新たに該当することに            なったときは、直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、申告するものとします。            (1)外国において次のいずれかに該当する職にある方            ①我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職            ②我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職            ③我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職            ④我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職            ⑤我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職            ⑥中央銀行の役員            ⑦予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員            (2) 省略</p>	第 16 条	<p>(外国PEPsの申告)            会員は、現在又は過去において次の各項に定める外国PEPs等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するとき又は新たに該当することに            なったときは、直ちに書面、電話又はインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、申告するものとします。            (1)外国において次のいずれかに該当する職にある方            ①<b>外国の元首</b>            ②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職            ③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職            ④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職            ⑤我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職            ⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職            ⑦中央銀行の役員            ⑧予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員            (2) 省略</p>
	2016年9月29日改定		2017年12月1日改定
【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)	
第 1 条	<p>(借入方法)            (1)～(3) 省略            (4)借入れにあたり、当社が法令に基づく書類の提出又は情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が当社が要請した期間内にこれに応じない場合は、当社の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務(元金、利息及び遅延損害金等含まれます。)がある場合は、当社が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。</p>	第 1 条	<p>(借入方法)            (1)～(3) 省略            (4)借入れにあたり、当社が法令に基づく書類の提出又は情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が当社に要請した期間内にこれに応じない場合は、当社の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務(元金、利息及び遅延損害金等含まれます。)がある場合は、当社が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。</p>
第 2 条	<p>(極度額又は利用限度額)            (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額又は極度額を下回る額を提示した場合(極度額と同一の額の場合を含みます。)は当該提示した額(以下「利用限度額」といいます。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額又は利用限度額については、<b>契約書面に記載</b>のとおりとします。会員が本契約以外に当社のカードローン基本契約を締結している場合には、法令が定める総量規制に服するため、それぞれの契約における貸付残高の合算額に基づいて利用限度額を制限することがあります。なお、当社が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元金のみ)の合計額を新たな貸付金額とし、当社が会員に交付する書面等には「最終貸付直後貸付残高(元金残高)」として記載するものとします。            (2)～(4) 省略</p>	第 2 条	<p>(極度額又は利用限度額)            (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額又は極度額を下回る額を提示した場合(極度額と同一の額の場合を含みます。)は当該提示した額(以下「利用限度額」といいます。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額又は利用限度額については、<b>本契約に規定</b>のとおりとします。会員が本契約以外に当社のカードローン基本契約を締結している場合には、法令が定める総量規制に服するため、それぞれの契約における貸付残高の合算額に基づいて利用限度額を制限することがあります。なお、当社が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元金のみ)の合計額を新たな貸付金額とし、当社が会員に交付する書面等には「最終貸付直後貸付残高(元金残高)」として記載するものとします。            (2)～(4) 省略</p>
第 3 条	<p>(返済額の設定)  <b>契約書面記載</b>の返済方式が「残高スライドリボルビング方式」の場合には、約定返済日における約定返済額は、<b>契約書面記載</b>の返済額表(以下「返済額表」といいます。)に従って決定されます。約定返済日以前に実行された本契約に基づく貸付のうち最終の貸付がなされた直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき約定返済額となります。その後、次の約定返済日以前に新たな貸付がなされた結果、基準貸付残高が増額した場合には、返済額表に従って約定返済額が変更されますが、支払等によって貸付残高が減少しても約定返済額には影響を与えません。<b>それ以外</b>の場合には、<b>契約書面記載</b>の各回の返済金額設定<b>方式</b>のとおりとなります。</p>	第 3 条	<p>(返済額の設定)            返済方式が「残高スライドリボルビング方式」の場合には、約定返済日における約定返済額は、<b>本契約</b>の返済額表(以下「返済額表」といいます。)に従って決定されます。約定返済日以前に実行された本契約に基づく貸付のうち最終の貸付がなされた直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき約定返済額となります。その後、次の約定返済日以前に新たな貸付がなされた結果、基準貸付残高が増額した場合には、返済額表に従って約定返済額が変更されますが、支払等によって貸付残高が減少しても約定返済額には影響を与えません。<b>その他の返済方式</b>の場合には、<b>本契約</b>の各回の返済金額設定のとおりとなります。</p>
第 4 条	<p>(返済)            (1)会員は、<b>契約書面記載</b>の約定返済日までに<b>同記載</b>の約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。            (2)会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。            (3)<b>契約書面記載</b>の約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。            (4)約定返済日が月毎に規定されているとき、約定返済日より15日以上前に返済がなされた場合は、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。また、自動振替による返済方法が選択され、約定返済日前14日以内に返済がなされた場合は、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされるものとします。ただし、約定返済日より前に返済がなされた場合でも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p>	第 4 条	<p>(返済)            (1)会員は、約定返済日までに約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。            (2)会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。            (3)約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。            (4)約定返済日が月毎に規定されているとき、約定返済日より15日以上前に返済がなされた場合は、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。また、自動振替による返済方法が選択され、約定返済日前14日以内に返済がなされた場合は、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされるものとします。ただし、約定返済日より前に返済がなされた場合でも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p>

条	改定前	条	改定後
第5条	<p>(返済方法及び返済場所)</p> <p>会員は、以下のいずれかの返済方法及び返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。<b>当社は、会員から返済がなされた場合は、返済に係る書面の交付を行います。</b></p> <p>①指定のATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参</p>	第5条	<p>(返済方法及び返済場所)</p> <p>会員は、以下のいずれかの返済方法及び返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。</p> <p>①指定のATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参</p> <p><b>なお、当社は、会員から返済がなされた場合、返済に係る書面の交付を行います(②および③は、会員から請求があった場合に限ります。)</b>。</p>
第6条	<p>(利息計算)</p> <p>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。</p> <p>当該貸付期間における残元金×貸付利率(年率)×当該貸付期間日数÷365(うるう年は、366とします。)</p> <p>なお、ここでいう貸付期間とは、本契約に基づく取引(貸付け又は返済)が行われた日の翌日から次の取引が行われる日までの期間を指し、貸付利率(年率)とは、会員と当社が合意した、次のいずれかを指すものとします。</p> <p>(1)契約書面記載の貸付利率(年率)</p> <p>(2)過去の貸付直後最大残高(以下、「過去貸付直後最大残高」又は「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する当社が提示した金利表中の貸付利率(年率)</p>	第6条	<p>(利息計算)</p> <p>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。</p> <p>当該貸付期間における残元金×貸付利率(年率)×当該貸付期間日数÷365(うるう年は、366とします。)</p> <p>なお、ここでいう貸付期間とは、本契約に基づく取引が行われた日の翌日から次の取引が行われる日までの期間を指し、貸付利率(年率)とは、会員と当社が合意した、次のいずれかを指すものとします。</p> <p>(1)本契約規定の貸付利率(年率)</p> <p>(2)過去の貸付直後最大残高(以下、「過去貸付直後最大残高」又は「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する当社が提示した金利表中の貸付利率(年率)</p>
第7条	<p>(充当順位)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第11条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、当社の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員が支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。</p> <p>(3) 省略</p>	第7条	<p>(充当順位)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第11条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、当社の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員の支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。</p> <p>(3) 省略</p>
第10条	<p>(遅延損害金(賠償額の予定))</p> <p>(1)本カードローン規約第4条(1)又は(2)に定める約定返済日に返済がなされなかった場合、その翌日から約定返済額の返済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、契約書面に遅延損害金(年率)として定められた利率(計算方法は本カードローン規約第6条に準じます。)による遅延損害金を支払います。</p> <p>(2)前条により期限の利益を失った場合、その翌日から完済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、契約書面に遅延損害金(年率)として定められた利率(計算方法は本カードローン規約第6条に準じます。)による遅延損害金を支払います。</p>	第10条	<p>(遅延損害金(賠償額の予定))</p> <p>(1)本カードローン規約第4条(1)又は(2)に定める約定返済日に返済がなされなかった場合、その翌日から約定返済額の返済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約に遅延損害金(年率)として定められた利率(計算方法は本カードローン規約第6条に準じます。)による遅延損害金を支払います。</p> <p>(2)前条により期限の利益を失った場合、その翌日から完済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約に遅延損害金(年率)として定められた利率(計算方法は本カードローン規約第6条に準じます。)による遅延損害金を支払います。</p>
	2016年9月29日改定		2017年12月1日改定